

インターネット・サイトからの コンテンツ利用上のリスクと対応

林 いづみ*

抄 録 インターネットの「フリー」サイトや市販の素材集は、「フリー」といっても無制限の自由使用を許諾しているわけではない。実際には、詳細な使用条件が設定されていることが多く、「知らなかった」と弁解しても著作権侵害の責任を免れることはできない。

本稿では、最近の関連判決の紹介を含め、インターネット・サイトからのコンテンツ利用上のリスクについて注意喚起し、実務的な「引用」ルールとリスク回避のチェックポイントを説明する。また、このような現状の課題を踏まえ、来るべきIoT時代のデータ利活用を巡って国内外で進行中の議論の一端を紹介する。

目 次

1. はじめに
2. 「フリー」でも無制限ではない
 2. 1 著作権とは
 2. 2 「フリー」サイトの使用制限例
 2. 3 まとめ
3. アマナイメーイズ事件
 3. 1 判決の概要
 3. 2 判決のポイント
 3. 3 通用しない弁解
4. 許諾不要な「引用」ルールの範囲
 4. 1 著作権法第32条「引用」の要件
 4. 2 出所の明示の仕方
5. 実務チェックポイント集
 5. 1 企画段階：真似（模倣）しない
 5. 2 権利処理の確認
 5. 3 自社商品（サービス）のメディア紹介記事を広告利用する場合の注意
 5. 4 自社サイトのコンテンツ管理
6. おわりに：IoT時代のデータ利活用に向けた取組み

1. はじめに

業務上のプレゼン資料や会社ウェブサイト掲載資料を作成する際に、インターネット検索で

入手した写真、イラスト、文書等のコンテンツを日常的に利用していないだろうか？

インターネットの「フリー」サイトや市販の「素材集」には、詳細な使用条件が設定されていることが多く、決して無制限の自由使用を許諾しているわけではない。もとより、他人の著作物を著作者の許諾なしに利用すれば、著作権法上、原則として著作権侵害が成立し、民事・刑事の処罰の対象となる。

本稿では、最近の関連判決を紹介し、特にインターネット・サイトからのコンテンツ利用上のリスクについて注意喚起する。なお、社内研修等での使用の参考に文章を要約した図を付した。

2. 「フリー」でも無制限ではない

初めに、著作権の基礎についてごく簡単に説明したうえで、「フリー」サイトの規定における使用制限規定の例をご紹介します。「フリー」といってもその使用許諾の範囲・条件は様々であり、使用前にきちんと確認する必要があります。

* 弁護士 Izumi HAYASHI

図1に、2. 1~3を要約した「フリー」サイトの注意点をまとめた。

「フリー」といっても、何でも自由に無料で使えるわけではない。

1. 全ての著作物には著作権がある。あくまでも例外として、著作権者の許諾がある場合に、許諾の範囲において使うことができるだけ。
2. 「フリー」サイトも利用規約で許諾範囲を限定している。利用規約は、サイトごとに異なる。許諾の範囲を超えた使用は、著作権侵害となる。
3. インターネット上のコンテンツを利用するときには、利用規約を必ず読み、個別の許諾なしに使用できる範囲・条件を、きちんと確認すること。規約を読んでも許諾の範囲・条件が不明なときは使わない。

図1 「フリー」サイトの注意点

2. 1 著作権とは

(1) 定義

「著作権」とは、著作物を利用しようとする人に、著作権者が利用を許諾したり、禁止したりできる権利である¹⁾。従って、「私的利用のための複製」など著作権法で認められている例外を除いて、著作物を利用する際には著作権者の許諾を得る必要がある。

著作権は特許権などと異なり、権利の取得にあたって登録の必要がなく、著作物を創作した時に自動的に権利が発生する。

なお、実演家（歌手・演奏者）、レコード製作者（レコード会社など）、放送事業者、有線放送事業者にも一定の権利が認められており、これを「著作隣接権」（著作権法第4章）という。

(2) 著作権侵害の類型

狭義の著作権侵害といわれる行為類型としては、複製権侵害²⁾、公衆送信権・送信化可能権侵害などがある。

特に、他人の作品を加工、変更して使用する場合は、翻案権侵害（著作権法第27条 他人の著作物を無断で変形等して使用する行為）に注

意が必要である。

この狭義の著作権侵害に、著作者人格権侵害を加えたものを広義の著作権侵害という。著作者人格権には公表権（著作権法第18条）、氏名表示権（著作権法第19条）及び同一性保持権（著作権法第20条）がある。例えば、原作にない場面を追加するような、「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められ」ない改変（著作権法第20条2項4号）は、同一性保持権の侵害となる。

(3) 侵害に対する救済

他人の著作物、商標、周知著名な表示や営業秘密等を、それぞれの知的財産権の権利者の許諾を得ずに使用すると、著作権法、商標法、不正競争防止法などの各法律に基づき、民事訴訟による差止請求や損害賠償請求を受けるほか、一定の場合には刑事罰（多くの場合、10年以下の懲役と1000万円以下の罰金）の対象となる。また、知的財産権侵害物品に対する税関の水際差止めによる救済もある。

2. 2 「フリー」サイトの使用制限例

インターネット・サイトや「素材集」等と題した出版物において、「フリー素材」や「ロイヤルティフリー」と称しているものがある。しかし、実際にはそれらも、何でも自由に無料で使えるわけではなく、当該サイトの利用規約や出版物のどこかに、無料での使用を許諾する範囲・条件が限定され、制限を超える使用については個別に有料の使用許諾が必要である場合が多いので注意すべきである。目立たない、わかりにくい表現の場合もある。「フリー」サイトの規約にみられる使用制限の表示には、以下のようなものがある。

(1) 転載禁止

「転載禁止」の表示があるときは、閲覧以外

の利用は一切禁止されている。禁止範囲があいまいな記載のときには、特に注意が必要である。

(2) 商用使用禁止

「商用使用禁止」の表示があるときは、閲覧以外の、業務（ビジネス）目的の利用は一切禁止されている。「業務」目的で使用する場合は、それが個人事業でも会社・公共機関その他の組織でも、ブログでもSNSでも、個人使用ではなく、禁止される「商用」とみなされることに注意すべきであろう。また、個人のブログサイトでも広告が貼られて収入がある以上は、「商用」利用とみなされるおそれがある。

(3) クレジット表記

「クレジット表記」とは、著作者や作品に関する情報の表記（著作権表示）のことである。

「クレジット表記」を要求する表示があるときは、著作権表示することが使用上の必須条件とされており、著作権表示なく使用すれば著作権侵害になる（上記2. 1 (2) の著作者人格権侵害であるばかりか、クレジット表記が使用許諾の前提条件であるため、狭義の著作権侵害にも該当する。）。フリー画像でも、使用する場合には、クレジット表記（著作権表示）を求めるケースが多いので注意すべきであろう。

(4) 加工（改変）禁止

サイト上に、「加工（改変）禁止」という表示があるときは、一切の「加工（改変）」が著作権侵害になる。

サイト上に、「加工（改変）禁止」という明示の包括的な禁止文言がなくても、別途、個別の禁止規定が設けられている場合もある。例えば、画像への文字入れ、規定範囲内での拡大や縮小、縦横比の変更、色調の変更、部分的な切り抜き、自作や商用利用のイラストや写真への組み入れの禁止などである。従って、当該サイ

トの規約が各行為を許諾しているかどうかを、確認しなければならない。想定している加工（改変）の方法が許諾されていることがサイトの規約に明記されていない場合や、規約をみても許諾の存在を確認できない場合には、著作権（翻案権）侵害に該当するおそれがあることに留意すべきである。

以上により、加工（改変）が禁止される場合には、いわゆるトレースや二次利用もできない。この点について手前勝手な判断は禁物である。自分が「掲載の作品そのものの使用は断念したが、自作品の創作において『参考にした』作品がある」と認識している場合には、そのことを他の人に説明して、果たしてオリジナルの著作物の表現の本質的特徴が感得されるかどうか、リスクのダブルチェックをすべきであろう。

(5) 「モデルリリース」と明記されていない場合

「モデルリリース」とは、モデル（被写体）の肖像権の使用について許諾を取得済みであることをいう。

人物モデルや写り込みした人物には、肖像権やプライバシー権があり、さらにタレント等にはパブリシティ権もある。また、被写体が著作物の場合、その撮影画像を利用するには、当該著作物の権利者の許諾も必要になる。

仮にサイトに「撮影者の許諾あり」と明記されていても、モデル（被写体）の許諾取得済みであることを示す「モデルリリース」等が明記されていないときは、モデル等がフリー素材として利用されることを許諾していないおそれがある。したがって、モデル等の許諾を得ていない素材については、それぞれの権利者から許諾を取得せずに使用すると、それぞれの権利侵害になってしまう。

この点は、「フリー」サイトのみならず、写真をフォトエージェンシーから借用する場合や

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

自分で写真を撮った場合についても、十分に注意すべきである。

なお、サイトによっては、モデルの肖像権の使用許諾は取得済みだが、個別の使用形態を禁止している場合もあるので注意すべきであろう。禁止の例としては、モデル名を元の名称と違う名称に変更するなどがある。

(6) アダルト、ギャンブル系の媒体での利用禁止

サイトの規約において、「アダルト、ギャンブル系の媒体での利用禁止」と表示されている場合、当然、この条件に違反する使用は許諾の範囲外として著作権侵害となる。

その他、「写真の人物の品位やイメージを損なう使い方を禁止する。」という一般的・抽象的な表示の場合もあるので注意すべきであろう。

(7) 使用に際して「問い合わせ」を要求されている場合

サイト上で、使用に際してサイト管理者に連絡することを求められている場合には、必ず使用する前に、メール等で連絡する必要がある。連絡なしに無断で使用すると著作権侵害となる。

また、規約の記載からは、上記(1)～(6)について不明な場合も、使用の際には事前にサイトに確認を求めべきである。

2.3 まとめ

以上の説明により、インターネットの画像検索で拾ってきた画像を使うことがいかに危険であるか、明らかであろう。

インターネット・サイトのコンテンツを利用するときには、当該コンテンツが掲載されているサイトの利用規約を必ず読み、個別の許諾なしに自由に利用できる範囲と条件を、きちんと確認することが重要である。

また、規約を読んでも、問い合わせをしても、

許諾の範囲や条件が不明なときは、使うべきではない。

3. アマナイメージズ事件

「フリー」サイトの画像利用について著作権侵害を認容した「アマナイメージズ事件」の東京地裁判決（確定）を紹介する³⁾。

図2に、アマナイメージズ事件判決の要旨をまとめた。

アマナイメージズ事件判決	
・	フリーサイトから写真を入手したものだとしても、識別情報や権利関係の不明な著作物の利用を控えるべきことは、著作権等を侵害する可能性がある以上当然である。
・	警告を受けて削除しただけで、直ちに責任を免れると解すべき理由もない。
・	原告が対象著作物が無許諾で被告ウェブサイトで使用された事実（著作権等の侵害事実）さえ立証すれば（被告による当該著作物の具体的な取得方法を立証しなくても）、被告側が著作物の権利関係について調査・確認を怠らなかつたことを立証しなければ、被告側に未必の故意による損害賠償責任が認められ得る。
・	原告ウェブサイトにおいて、本件各写真のサムネイル画像（画像検索により表示される小さな画像）のコピーが可能であったとか、当該ウェブサイト上の写真自体に識別情報がなかったとしても、そのことによって、本件掲載行為に際して、被告の被用者が尽くすべき注意義務は軽減されない。
・	有料で販売する写真としては、著作者の氏名表示がない状態での使用を認めていても、無断で不正使用した場合は著作者人格権の侵害となる。

図2 アマナイメージズ事件判決

3.1 判決の概要

(1) 事案

原告（アマナイメージズ）が独占的に管理する有料写真素材を、被告（弁護士法人ボストン法律経済事務所）が、被告Webサイトに無許諾で使用したことについて、著作権（複製権、公衆送信権）、著作者人格権、独占的利用権等が侵害されたとして損害賠償を請求した事件である。判決では、著作権（複製権、公衆送信権）、著作者人格権、及び独占的利用権の侵害が認められ原告が勝訴した。

(2) 判示事項

1) 被告の被用者が行った本件各写真の被告ウェブサイトへの掲載行為により、著作権（複

製権及び公衆送信権。判決は「複製することなく掲載することは不可能であり、掲載行為により複製されたことは明らか」と述べている。), 著作者人格権(氏名表示権。判決は、「著作物が違法に利用されるような場合についてまで、氏名の表示を省略することを承諾していたと認めるに足りる証拠はない。」と述べている。), 及び独占的利用権(判決は「原告アマナイメーヅは、原告Aらから本件写真3ないし6の著作権の独占的利用権の許諾を受け、当該著作権を独占的に利用する権限(第三者に再利用許諾する権限を含む。)を有する者であること」を認め、「事実上、第三者との関係において本件写真3ないし6の複製物を販売することによる利益を独占的に享受し得る地位にあると評価することができる」と述べている。), が侵害されたことが認められる。

- 2) 被告の被用者が、どのような手段により本件各写真にアクセスしたのかは明らかではないが、同人の経歴及び立場に照らせば、本件掲載行為によって著作権等の侵害を惹起する可能性があることを十分認識しながら、あえて本件各写真を複製し、これを送信可能化し、その際、著作者の氏名を表示しなかったものと推認するのが、相当であって、本件各写真の著作権等の侵害につき、単なる過失にとどまらず、少なくとも未必の故意があったと認めるのが相当である。
- 3) 仮に、同人が本件写真をフリーサイトから入手したものだとしても、識別情報や権利関係の不明な著作物の利用を控えるべきことは、著作権等を侵害する可能性がある以上当然であるし、警告を受けて削除しただけで、直ちに責任を免れると解すべき理由もない。

4) 原告ウェブサイトにおいて、本件各写真のサムネイル画像(画像検索により表示される小さな画像)のコピーが可能であったとか、当該ウェブサイト上の写真自体に識別情報がなかったとしても、そのことによって、本件掲載行為に際して、被告の被用者が尽くすべき注意義務が軽減されるものとは言えない(過失相殺の理由とはならない)。

5) 以下の証拠によれば、本件サービスにおける本件各写真を含むコンテンツ管理に関し、原告に過失があるということはできない。

- ① 販売見本用のサムネイル画像をコピーしようとする「作品の本使用には料金が発生します。事前に使用条件をご確認ください。」との注意事項が表示され、当該表示に示された「OK」ボタンをクリックした後であれば、使用料を支払わなくても、当該サムネイル画像の小さな画像のまま、写真をコピーすることが可能となること、
- ② ①は画像購入検討に必要なため競合各社においても行われていること、
- ③ サムネイル画像はあくまでも見本用の解析度の極めて粗いものであること、
- ④ 他方、原告ウェブサイト掲載の販売用の写真には数か所にわたり透かし文字で原告名が表示されていること、
- ⑤ 販売用写真の作品詳細画面には、各写真の管理番号、作家名や撮影地などの作品情報が記載されていること。

6) 被告の被用者は、被告の業務に関する広告の為、本件掲載行為に及んだものと認められるから、被告は、民法715条1項に基づき、使用者責任を負う。

3. 2 判決のポイント

本判決のポイントを、以下に要約する。

- ✓ 著作物を利用する際は、当該著作物に係る

著作権等の権利関係について調査・確認する義務がある。無料素材ダウンロードサイトから入手する場合であっても、識別情報や権利関係の不明な著作物の利用を控えるべき義務がある。

- ✓ 有料で販売する写真としては、著作者の氏名表示がない状態での使用を認めていても、無断で不正使用した場合は、著作者の氏名表示がない状態での使用は、著作者人格権の侵害となる。
- ✓ 著作権侵害は故意過失がなくても成立し、差止請求（著作権法第112条）をすることができる。ただし、損害賠償請求は民法の不法行為の原則（民法第709条）に従い、損害賠償を求める側（被害者・原告）に、被告の故意・過失の存在を立証する責任がある。
- ✓ 本判決は、原告が、対象著作物が無許諾で被告ウェブサイト上使用された事実（著作権等が侵害された事実）を立証すれば、被告による当該著作物の具体的な取得方法を立証しなくても、被告において著作物の権利関係について調査・確認を怠らなかったことを立証しなければ被告側に未必の故意による損害賠償責任が認められ得ることを明らかにした。事実上、立証責任の転換・緩和が図られ、被害者（権利者）による立証責任のハードルが低くなったといえる。

3. 3 通用しない弁解

インターネット・サイトからのコンテンツの入手については、著作権等の権利侵害となることを「知らなかった」とか「違法とは思わなかった」という弁解がなされることが多いが、本判決によれば、そういう弁解は通用しない。

本判決では、著作権等の侵害について、単なる過失にとどまらず、少なくとも未必の故意があったと認定している。

これは、Web制作経験を有していた被告従業員の経歴及び立場に照らして、「著作権等の侵害を惹起する可能性があることを十分認識しながら」あえて使用行為に及んだと認定したものであり、クリエイティブ業務に従事するプロフェッショナルとして、権利関係の確認を怠って安易に著作物を無断使用した場合に、「有料の写真とは知らなかった」「違法とは思わなかった」などの言い訳はおよそ通用しないことを、裁判所が認めたものと考えられる。

また、無料素材ダウンロードサイトから入手する場合であっても、「権利関係の不明な著作物の利用を控えるべきである」と判示し、安易な著作物の使用に警鐘を鳴らしている。

さらに、もともと氏名が表示されていなかった著作物について、著作物が違法に利用されるような場合についてまで、氏名の表示を省略することを承諾していたと認めることはできないとして、本判決が著作者人格権（氏名表示権）の侵害を認めた。

インターネット・サイトでは膨大な数の著作物がアップされており誰もが簡単にコピーできるため、クリエイターや著作者の権利の保護が十分に全うされないおそれ大きい。使用する側においても、著作物の使用に当たり、権利関係の不明な著作物の利用を控える等の配慮が必要となる。

4. 許諾不要な「引用」ルールの範囲

著作権法第32条は、他人の著作物を許諾なく自由利用できる例外として「引用」の場合を規定している。しかし、出典（出所の明示）を書きさえすれば「引用」として著作権侵害にならないと考えるのは誤りである。

図3に、引用のルールを要約する。

4. 1 著作権法第32条「引用」の要件

著作者の許諾なしに無償利用できる「引用」

**著作権者の許諾不要で無償利用できる
引用(著作権法32条)のルールとは？**

公表された著作物

- + その引用が公正な慣行に合致
- + 引用の目的上正当な範囲内

★具体的には引用が、

- ①公表された著作物で、
- ②引用する必然性を有し(報道、批評、紹介等)、
- ③引用部分が必要最小限の範囲内の従たる存在であり(主従関係)、
- ④引用部分を明瞭に区分し(明瞭区分性)、
- ⑤出所の明示をすること(出典を示す)。

図3 引用のルール

(著作権法第32条)の範囲は、厳格に解釈されている。最高裁判決(最三小判昭和55年3月28日民集34卷3号244頁)は、「引用とは、紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録することをいうと解するのが相当であるから、右引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならない」と判示している。

従って、同条によれば、公表された他人の著作物は、公正な慣行に合致するもので、かつ引用の目的上、正当な範囲内で行われるものであれば、許諾なしに無償で利用できる。

具体的には引用が、

- ① 公表された著作物で、
- ② 引用する必然性を有し(報道、批評、紹介等)、
- ③ 引用部分が必要最小限の従たる存在であり(主従関係)、
- ④ 引用部分を明確に区分し(明瞭区分性)、
- ⑤ 出所の明示をすること(出典を示す)、

が必要である。仮に出典を示していても、引用部分が大部分を占めるときは③主従関係要件を欠き、また、どこまでが引用部分かわかりにく

いときは④明瞭区分性要件を欠くため、引用の要件を満たさず、無許諾利用は著作権侵害となる⁴⁾。

4.2 出所の明示の仕方

まず、「出所の明示」の内容としては、例えば、インターネット・サイトが出所の場合は、資料としたサイト名とURLを記載する。また、同サイトに掲載されていれば以下の情報も記載する⁵⁾。

出版物：題号、著作者名、出版社名、掲載雑誌名、版・巻号・頁等

美術作品：作者、作品の所有者、所在地等

演説：演説者、演題、演説時期、場所等

なお、調査年月日を「～現在」と注記することが望ましい。

「出所の明示」の具体的な方法としては、使用する著作物に接着して表示するのが原則であるが、便宜的方法として、引用著作物に注記を付して、巻末等に表示することも行われている。

5. 実務チェックポイント集

業務上のプレゼン資料や全社ウェブサイト掲載資料を作成する際など、社内でコンテンツを利用する場合には、図4のように、(1)企画段階、(2)権利処理の確認、(3)紛争発生後の3

紛争予防対策：3段階のチェック

- (1) 企画段階
侵害リスクを予め調査する。
- (2) 権利処理の確認
ライセンサーが契約において最低限確認すべきこと。
 - ①コンテンツ等の使用許諾とその範囲
 - ②コンテンツ等自体及びその使用が第三者の知的財産権等の権利を侵害しないことについてのライセンサーの保証
 - ③ライセンサーの責任で紛争を解決し、ライセンサーが損害賠償全額を負担(ライセンサーの免責)
- (3) 紛争発生後
予め、クレームを受けた場合の処理を準備しておく。
 - ①クレームを受けた素材の使用中止
 - ②ライセンサーへの報告、ライセンサーへの協力等

図4 紛争予防対策

段階のチェックを行うべきである。

図4に、社内でのコンテンツ利用に関連する実務的なチェックポイントをまとめた。

5. 1 企画段階：真似（模倣）しない

企画段階では、侵害リスク、すなわち、本稿の2. で説明したような、著作権、肖像権等の権利の有無と所在、使用許諾条件の内容、許諾の有無を予め調査する。許諾済みであることを確認できない場合、侵害リスクを避けるためには「真似（模倣）しない」ことが大事である。具体的な注意ポイントを以下に挙げる。

- ✓ イラスト、漫画、デザインなどの真似はしないこと。
- ✓ 写真や本からのトレースはトラブルのもとなので、行わないこと。
- ✓ 他社のカタログやパンフレットのカットも、よほど単純なものでない限り、美術の著作物と認められるので注意すること。
- ✓ 他社のタイトル、キャッチフレーズも真似しないこと。タイトルも商標登録や、不正競争防止法の保護があり得る。キャッチフレーズでも著作権が認められたり、商標登録が認められた例もある。不正競争防止法上の周知・著名な商品等表示または営業表示に該当する場合もあるので注意すべきである（「5分間で一日美しい」等）。

5. 2 権利処理の確認

侵害リスクを回避するためには、ライセンス契約の条項等により、権利処理の確認が必要である。ライセンシーが契約において最低限確認すべきことは、①コンテンツ等の使用許諾とその範囲、②コンテンツ等自体及びその使用が第三者の知的財産権等の権利を侵害していないことについてのライセンサーの保証、③及び紛争が生じた場合には、ライセンサーの責任で紛争を解決し、ライセンサーが損害賠償全額を負

担することである（ライセンシーの免責）。具体的な確認ポイントを以下に挙げる。

- ✓ 写真の人物は肖像権がクリアされていること。
- ✓ 使用媒体（紙、DVD、Web）を確認し、契約範囲を逸脱していないこと。
- ✓ 映画のワンシーンは、一般的には写真の著作物であり、俳優の肖像権もあるので、許諾取得済みであること。
- ✓ マーク（商標）の入った商品の使用には注意し、みだりに商標や社章などの改竄をしないこと。
- ✓ 特定商品名の使用には注意し、特定商品や業種を中傷する用語や隠語の使用はしないこと。

5. 3 自社商品（サービス）のメディア紹介記事を広告利用する場合の注意

自社商品（サービス）のメディア紹介記事を広告利用する場合にも、以下のような点に注意が必要である。

自社商品（サービス）が、新聞、雑誌、インターネット等に紹介された場合に、事業者がその紹介記事をそのまま自社サイト等に転載すると、

- ① 紹介記事中の写真の撮影者の著作権、
 - ② イラストの画家の著作権、
 - ③ 記事中の個人的感想や表現についての記者・筆者の著作権、
 - ④ 単なる事実の伝達でも、素材の選択配列についての編集著作権、
- の侵害となる。

従って、紹介記事を広告に利用する場合は、著作権者の承諾を得るか、または、「〇〇が～で紹介されました。」と記載してURLを貼り付ける等、紹介されたという事実そのものを広告文句に利用するにとどめるのが適切である。

5. 4 自社サイトのコンテンツ管理

自社サイトのコンテンツ管理において注意すべき点を挙げる。

- ✓ 利用者が無断でコンテンツを二次利用しないため、文中で、特定の権利者の専有する対象であることを表示 (TM, ©, ®) し、利用規約で、違法行為をした場合の損害賠償義務等を規定すること。
- ✓ 第三者による自社サイト等 (SNS含む) への書込み、掲載写真、電子メール等を、会社が無断で利用すると、いずれも著作権侵害となるため、予め、利用規約において、転載予告、及び、書込みに関する著作権のサイト開設者への無条件譲渡または事前許諾を告知し、同意した者にだけ、書き込みを許可すること。
- ✓ 第三者を誹謗・中傷する書き込みを削除できるように、利用規約において、サイト運営者 (管理者) が不適切と判断した場合には、裁量により削除できる旨を定めておくこと。
- ✓ サービス利用者から海外で訴訟を起こされないため、利用規約において、サービス利用者の居住国制限及び、紛争が生じた場合の管轄裁判所または仲裁機関を明示すること。
- ✓ 利用者の個人データやコンテンツデータがプロバイダの管理体制不備等により外部漏洩された場合について、プロバイダとの契約においてプロバイダの責任を明記すること。

6. おわりに：IoT時代のデータ利活用に向けた取組み

以上のとおり、著作権法を遵守しようとするれば、コンテンツを利用する前に著作権者の許諾の範囲を確認しなければならず、実際には、著

作者情報やライセンス条件の情報がないためコンテンツ利用をあきらめることにもなってしまおう。

しかし、時代は変わっている。IoTに伴うデータ利活用、インターネット上で日々膨大な量で創作されるユーザー制作コンテンツ (User-Generated Contents) やAIの学習済みモデルの流通、2次加工、収益分配の在り方の問題に照らし、現在、国内外で、様々な制度創設論が進んでいる⁶⁾。

- ・禁止権 (差止請求権) なしの報酬請求権
- ・拡大集中許諾制度 (Extended Collective Licensing)。アウトサイダー権利者にも契約効果を拡大する。ただし、本人の求めによるオプト・アウト (Opt-out) 権を認める。
- ・孤児著作物の裁定制度
- ・権利情報データベース (リポジトリ)
- ・デジタル著作権取引所 (Digital Copyright Exchange: DCE)

いずれも一朝一夕にできあがる制度ではないが、他方、すでに普及が始まっている制度もある。2001年に設立されたクリエイティブ・コモンズ⁷⁾ (以下「CC」という。) は、インターネット時代のための新しい著作権ルールとして、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツール「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CCライセンス)」を提供している。CCライセンスを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどをすることができる。

情報財の利用を巡る新たな仕組みについての議論を進めつつも、実務的には、日々のコンテンツ利用において、現行法下の侵害リスク回避のための権利処理を怠らないように留意する必要がある。本稿が読者の皆さまの一助となれば

幸甚である。

注 記

- 1) 著作権の実態は、他人が当該情報にアクセスすることを禁止するものではなく、当該情報の一定の利用形態を禁止しているだけのことである（中山信弘，著作権法（初版 第3刷），204頁，2008年，有斐閣）。
- 2) 前掲注1）中山210頁「Copy right という語が示すように、複製は著作物の典型的な利用形態であり、当初の著作権法は複製を念頭に置いて作られたが、その後における利用形態の多様化等の理由により多くの支分権が発生した。」「複製とは有形的再製を意味するが、複製の対象は固定された著作物である必要はなく、固定されていない生演奏などの録音・録画も複製となる。」同211頁「例えば暗文（暗号化された文）を平文（通常の文）に直した場合、即興曲を採譜した場合、講演を原稿に起こした場合、ソースプログラムを機械的にオブジェクトプログラムに変換した場合等も複製になる。また平面的表現を立体的表現に変換した場合であっても、そこに新たな創作的行為が加わっていなければ複製となる。変更部分に創作的表現が存在すれば翻案となり、変更を加えた者には二次的著作物として著作権が発生する。」
- 3) 東京地裁平成27年4月15日判決（確定。平成26年（ワ）第24391号損害賠償請求事件）
http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail7?id=85082（参照日：2016.9.16）
- 4) 他人の著作物を「翻訳」して引用することはできる（著作権法第43条2号）。「要約」して引用することができるかという点については条文がなく議論があるが、社会的に広く行われており、認められるべきである。ただし、著作権法第20条2項4号の「やむを得ない改変」の範囲及び、不正確極まる要約引用に著作者名を表示した場合の著作者の人格権侵害（名誉棄損）のおそれに留意する必要がある（前掲注1）中山262～264参照）。
- 5) 資料文献には、なるべく官報や信用性のある団体の資料を用いることが望ましい。
- 6) 前掲注1）中山「著作権法」204頁「情報は、元来が公共財的性質を有しており、万人が利用可能な財であるが、情報創作へのインセンティブを与え、よって文化の発展を図るために、ある種の情報の独占の利用を認めたのが著作権法である。つまり、著作権とは、政策的目的のために法が特に認めた人工的な権利といえる。」同205頁「現行著作権法は物権法から多くの概念を借用しており、物権的構成を採用しているが、それはあくまでも便宜上のものであるということ忘れてはならない。立法論的には物権的構成が唯一のものではなく、対価請求権的な構成も可能であるし、また一定期間は禁止権とし、その後は対価請求権のような権利として構成することも可能である（著作権法第104条の2以下参照）。（中略）しかし技術等の発展により、対価の徴収を正確かつ安価に行うことが可能な状況になれば、物権的構成の必要性は減少するかもしれない。」
- 7) CCライセンスを提供している国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称。クリエイティブ・コモンズ及びそのライセンスについては、知財管理2015年6月号今更シリーズ「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス入門」参照。なお、最近のライセンス内容は以下のURLからダウンロードできる。
<https://creativecommons.jp/licenses/>（参照日：2016.9.16）

（原稿受領日 2016年8月18日）